

# ながさきピース文化祭 2025 応援事業 募集要項

## 1 目的

長崎県内の地方公共団体や文化団体、企業等が、第 40 回国民文化祭、第 25 回全国障害者芸術・文化祭（以下「ながさきピース文化祭 2025」という。）の開催趣旨に賛同し実施する事業をながさきピース文化祭 2025 応援事業（以下「応援事業」という。）として承認することで、ながさきピース文化祭 2025 の開催に向けた機運の醸成や広報啓発等に寄与することを目的とする。

## 2 対象事業

応援事業の対象となる事業は、次の各号に掲げる事項をいずれも満たすものとする。

- (1) 長崎県内の地方公共団体や文化団体、企業等が実施するもの。
- (2) ながさきピース文化祭 2025 の開催に向けた機運の醸成や広報啓発等に寄与するもの。
- (3) 令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日の期間中に実施するもの。

## 3 実施条件

応援事業の対象となる事業は、次の各号に掲げる事項をいずれも満たすこと。

- (1) 別表 1 - 1 に規定する応援内容のうち、一つ以上を実施すること。なお、事業の実施にあたり使用する PR 物品の種類や規格等については別表 1 - 2 のとおりとする。
- (2) 実施する事業のチラシやポスター、ホームページ等に別表 2 に掲げるながさきピース文化祭 2025 ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を掲載すること。なお、ロゴマークの掲載が困難である場合は、応援事業であることを文章にて明記すること。

## 4 申請手続き

- (1) 応援事業を実施しようとする団体等（以下「実施団体」という。）は、開催日の 30 日前までにながさきピース文化祭 2025 応援事業参加申請書（様式第 1 号）をながさきピース文化祭 2025 長崎県実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出すること。
- (2) 会長は、前号の申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認するときは審査結果をながさきピース文化祭 2025 応援事業決定通知書（様式第 2 号）により通知する。
- (3) 第 1 号及び第 2 号の規定に関わらず、実施団体が地方公共団体若しくは地方公共団体が構成員として参加する実行委員会等である場合は、ながさきピース文化祭 2025 応援事業参加届出書（様式第 3 号）を会長に提出し、その受理をもって決定に代える

ものとする。

## 5 承認基準

会長は、申請のあった事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、これを承認する。

- (1) 当該事業の内容が、ながさきピース文化祭 2025 の開催を広く周知する上で、効果的と認められるもの。
- (2) 営利を主たる目的としないもの。
- (3) 特定の個人、組織の売名等に利用する事業ではないもの。
- (4) 特定の党派、宗教又は宗派を支持し又は支援する事業ではないもの。
- (5) 宗教的又は政治的な活動でないもの。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし若しくは行うおそれのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援等をする事業ではないもの。
- (7) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が主催、共催、後援等をする事業でないもの。
- (8) 一般の人に公開されること。
- (9) その他承認すべきでない特段の事情がないこと。

## 6 募集期間

応援事業の募集期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 10 月 17 日までとする。

## 7 計画内容の変更

実施団体は、応援事業の内容を変更するときは、ながさきピース文化祭 2025 応援事業変更届（様式第 4 号）を会長に提出すること。

## 8 応援事業の中止

実施団体は、応援事業を中止するときは、ながさきピース文化祭 2025 応援事業中止届（様式第 5 号）を会長に提出すること。このとき、既に別表 1 - 2 に規定する PR 物品を受領している場合は、当該物品を会長へ返納すること。

## 9 特典

応援事業には、次の各号に掲げる特典を付与する。

- (1) ながさきピース文化祭 2025 専用ホームページに掲載する。
- (2) 別表 1 - 2 に規定する PR 物品を提供する。
- (3) ロゴマークの使用を認める。ただし、ロゴマークの使用にあたっては、ながさきピース文化祭 2025 ロゴマーク使用要領及びながさきピース文化祭 2025 ロゴマーク使

用ガイドラインを遵守すること。

#### 10 実績報告書


実施団体は、応援事業が完了したときは、完了日から2週間以内にながさきピース文化祭 2025 応援事業実績報告書（様式第6号）を会長に提出すること。

#### 11 注意事項

実施団体は、承認された事業について、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 応援事業に要する経費は、すべて実施団体の負担で行うこと。
- (2) 応援事業の実施に必要な許認可等は、実施団体の責任で処理すること。
- (3) 応援事業において事故等が発生した場合は、実施団体の責任で解決すること。
- (4) 応援事業の承認後に「5 承認基準」に反する事項が判明したとき又は「11 注意事項」第1号から第3号が遵守されないと認められたときは、承認を取り消す場合がある。

別表 1 - 1







応援内容		備考
1	ながさきピース文化祭 2025 公式ポスターの掲示又は公式チラシの配布	
2	ながさきピース文化祭 2025 のぼり旗の掲出	
3	ながさきピース文化祭 2025 PR ブースの設置	必要な物品等については、ながさきピース文化祭 2025 実行委員会と協議の上、貸出・提供する。 ※ 設置・撤去は実施団体が行うこと。
4	会場でのながさきピース文化祭 2025 に係る PR アナウンス等の実施	
5	応援事業のホームページ・SNS 等で、ながさきピース文化祭 2025 の紹介及び文化祭専用ホームページのリンクを掲載	文化祭専用ホームページ (URL) <a href="https://bunkasai2025.nagasaki-tabinet.com">https://bunkasai2025.nagasaki-tabinet.com</a>  (QR コード) 

別表 1 - 2

物品種類	規格等
1	公式ポスター B2 サイズ
2	公式チラシ A4 サイズ (両面)
3	のぼり旗 W450mm×H1,800mm ※ ただし、ポール・台座は付属しない。

※ 別表 1 - 1 に記載の PR 物品については、上表を原則とする。ただし、数量が不足するなどの場合は協議の上、提供数を決定する。

別表 2

	ロゴマーク名称	ロゴマーク
1	基本型 A	
2	基本型 B	
3	基本型 C	
4	基本型 D	
5	基本型 E	
6	基本型 F	

7	基本型 G	 <p>ながさき ピース文化祭 2025</p>
8	展開型 A	 <p>ながさきピース 文化祭2025</p> <p>第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 令和7年9月14日(日)→11月30日(日)</p>
9	展開型 B	 <p>ながさきピース文化祭2025</p> <p>第40回国民文化祭 令和7年9月14日(日)→11月30日(日) 第25回全国障害者芸術・文化祭</p>
10	展開型 C	<p>文化をみんなに</p>  <p>ながさきピース 文化祭2025</p> <p>第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 令和7年9月14日(日)→11月30日(日)</p>
11	展開型 D	 <p>文化をみんなに ながさきピース文化祭2025</p> <p>第40回国民文化祭 令和7年9月14日(日)→11月30日(日) 第25回全国障害者芸術・文化祭</p>